

新旧対照表

○千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

新	旧
千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 昭和61年4月1日制定 令和6年3月1日一部改正 <u>令和7年〇月〇日一部改正</u> (事前協議) 第4条 3 第1項の廃棄物処理施設設置等事前協議書には別表1に掲げる関係書類等を添付しなければならない。 (維持管理状況の報告) 第25条 事業者等は、当該廃棄物処理施設（法第8条第1項又は令第7条各号に規定する廃棄物処理施設を除く。）の維持管理の状況を毎日記録し、毎年4月から翌年3月までの分を同年4月末日までに廃棄物処理施設維持管理報告書（別記第8号様式）により知事に報告しなければならない。 別表1（第4条第3項） 事前協議書添付書類 ... 18 法第8条第3項及び第15条第3項で規定する生活環境影響調査書の調査の計画（方法）を記載した書類（第8条及び第15条に規定する廃棄物処理施設） ...	千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 昭和61年4月1日制定 令和6年3月1日一部改正 (事前協議) 第4条 3 第1項の廃棄物処理施設設置等事前協議書には別表1に掲げる関係書類等を添付しなければならない。 (維持管理状況の報告) 第25条 事業者等は、当該廃棄物処理施設（法第8条第1項又は令第7条各号に規定する廃棄物処理施設を除く。）の維持管理の状況を毎日記録し、毎年4月から翌年3月までの分を同年4月末日までに廃棄物処理施設維持管理<u>状況</u>報告書（別記第8号様式）により知事に報告しなければならない。 別表1（第4条第3項） 事前協議書添付書類 ... 18 法第8条第3項及び第15条第3項で規定する生活環境影響調査書の調査の<u>一</u>計画（方法）を記載した書類（第8条及び第15条に規定する廃棄物処理施設） ...

新	旧								
廃棄物処理施設の構造に関する基準 昭和61年4月1日制定 令和6年3月1日一部改正 <u>令和7年〇月〇日一部改正</u> 第4 最終処分場 4 管理型最終処分場の個別基準 管理型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。 (2) 遮水工、集水設備、浸出液処理設備等 へ 浸出液処理設備 (イ) 浸出液処理設備は、表－5に定める排水基準に適合させることのできるものであること。 表－5 <table> <tr> <th>項目</th><th>排水基準</th></tr> <tr> <td>有害物質以外</td><td>(13) <u>大腸菌数</u> <u>800コロニー形成単位/mL</u>以下</td></tr> </table> 第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設 1 共通基準 (3) 排水処理設備 イ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設からの排水を公共水域等に放流する場合は、その水質を表－5に定める排水基準に適合させることのできる排水処理設備を設けること。なお、排水の地下浸透処理は行ってはならないこと。	項目	排水基準	有害物質以外	(13) <u>大腸菌数</u> <u>800コロニー形成単位/mL</u> 以下	廃棄物処理施設の構造に関する基準 昭和61年4月1日制定 令和6年3月1日一部改正 第4 最終処分場 4 管理型最終処分場の個別基準 管理型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。 (2) 遮水工、集水設備、浸出液処理設備等 へ 浸出液処理設備 (イ) 浸出液処理設備は、表－5に定める排水基準に適合させることのできるものであること。 表－5 <table> <tr> <th>項目</th><th>排水基準</th></tr> <tr> <td>有害物質以外</td><td>(13) <u>大腸菌群数</u> <u>3,000個/cm³</u>以下</td></tr> </table> 第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設 1 共通基準 (3) 排水処理設備 イ 中間処理施設又は産業廃棄物の再生利用施設からの排水を公共水域等に放流する場合は、その水質を表－5に定める排水基準に適合させることのできる排水処理設備を設けること。なお、排水の地下浸透処理は行ってはならないこと。	項目	排水基準	有害物質以外	(13) <u>大腸菌群数</u> <u>3,000個/cm³</u> 以下
項目	排水基準								
有害物質以外	(13) <u>大腸菌数</u> <u>800コロニー形成単位/mL</u> 以下								
項目	排水基準								
有害物質以外	(13) <u>大腸菌群数</u> <u>3,000個/cm³</u> 以下								

新	旧
廃棄物処理施設の維持管理に関する基準 昭和61年4月1日制定 令和6年3月1日一部改正 <u>令和7年〇月〇日一部改正</u> 第3 最終処分場の基準 1 共通基準 (19) 記録及び保存 ハ 最終処分場における埋立処分の進行状況を3か月に1回以上同一の位置から写真撮影し、最終処分場維持管理報告書に添付すること。 4 安定型最終処分場の個別基準 (3) 最終処分場からの保有水等の漏洩の防止 ロ 万一、漏洩のおそれがある場合には、漏洩防止のための改善措置を早急に講ずるとともに、漏洩水については、表－3に掲げる項目について水質検査を行うこと。 第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設 1 共通基準 (15) 放流水の検査 ロ 放流水の水質が表－3に掲げる水質に適合するよう維持管理するとともに、月1回以上水質検査を行うこと。 第6 産業廃棄物の積替・保管施設の基準 4 積替・保管の方法 (7) 積替・保管施設の維持管理状況を3カ月に1回以上同一の位置から写真撮影し、廃棄物処理施設維持管理報告書に添付すること。 表－2 廃棄物の分析項目 含有試験については、<u>環境省水・大気環境局策定</u>の底質調査方法に、溶出試験は環境庁告示第13号によること。	廃棄物処理施設の維持管理に関する基準 昭和61年4月1日制定 令和6年3月1日一部改正 第3 最終処分場の基準 1 共通基準 (19) 記録及び保存 ハ 最終処分場における埋立処分の進行状況を3か月に1回以上同一の位置から写真撮影し、最終処分場維持管理<u>状況</u>報告書に添付すること。 4 安定型最終処分場の個別基準 (3) 最終処分場からの保有水等の漏洩の防止 ロ 万一、漏洩のおそれがある場合には、漏洩防止のための改善措置を早急に講ずるとともに、漏洩水については、表－3に掲げる項目について水質検査を行うこと。 第5 中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設 1 共通基準 (15) 放流水の検査 ロ 放流水の水質が表－3に掲げる水質に適合するよう維持管理するとともに、月1回以上水質検査を行うこと。 第6 産業廃棄物の積替・保管施設の基準 4 積替・保管の方法 (7) 積替・保管施設の維持管理状況を3カ月に1回以上同一の位置から写真撮影し、廃棄物処理施設維持管理<u>状況</u>報告書に添付すること。 表－2 廃棄物の分析項目 含有試験については、<u>環境庁水質保全局</u>、底質調査方法に、溶出試験は環境庁告示第13号によること。

新			旧		
表－3 放流水の水質検査項目			表－3 放流水の水質検査項目		
項目		排水基準	項目		排水基準
有害物質以外	(13) <u>大腸菌数</u>	<u>800コロニー形成単位/mL</u> 以下	有害物質以外	(13) <u>大腸菌群数</u>	<u>3,000個/cm³</u> 以下

新			旧		
(別記第 8 号様式の 1) (別記第 8 号様式の 1)			(別記第 8 号様式の 1) (別記第 8 号様式の 1)		
廃棄物処理施設維持管理報告書 (廃棄物最終処分場)			廃棄物処理施設維持管理報告書 (廃棄物最終処分場)		
年 月 日			年 月 日		
千葉県知事 様			千葉県知事 様		
住 所			住 所		
氏 名			氏 名		
電話番号			電話番号		
千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 2 5 条の規定により 廃棄物最終処分場の維持管理の状況を下記のとおり報告します。 記			千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 2 5 条の規定により 廃棄物最終処分場の維持管理の状況を下記のとおり報告します。 記		
1	事業 者 名	許可番号 ()	1	事業 者 名	許可番号 ()
	所 在 地			所 在 地	
2	最終処分場の名称	種類 (遮断型 管理型 安定型)	2	最終処分場の名称	種類 (しゃ断型 管理型 安定型)
	所 在 地			所 在 地	
3	報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日	3	報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日
4	埋立進捗状況	別紙 1 のとおり	4	埋立進捗状況	別紙 1 のとおり
5	観測井水質分析結果	別紙 2 のとおり	5	観測井水質分析結果	別紙 2 のとおり
6	放流水水質分析結果	別紙 3 のとおり	6	放流水水質分析結果	別紙 3 のとおり
7	浸出液水質分析結果	別紙 4 のとおり	7	浸出液水質分析結果	別紙 4 のとおり
8	廃棄物分析結果	別紙 5 のとおり	8	廃棄物分析結果	別紙 5 のとおり
受付印			受付印		

新

別紙 3-2

別紙 3-2

事業者名	
------	--

廃棄物最終処分場放流水水質分析結果

(有害物質関係24～28に係る項目)

試料採取 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	基準値
24. セレン及びその化合物				
25. ほう素及びその化合物				
26. ふっ素及びその化合物				
27. アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物				
28. 1, 4-ジオキサン				

(有害物質以外1～15に係る項目)

試料採取 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	基準値
1. 水素イオン濃度指数				
2. 生物化学的酸素要求量				
3. 化学的酸素要求量				
4. 浮遊物質質量				
5. 鉱油類含有量				
6. 動植物油脂類含有量				
7. フェノール類含有量				
8. 銅含有量				
9. 亜鉛含有量				
10. 溶解性鉄含有量				
11. 溶解性マンガン含有量				
12. クロム含有量				
13. <u>大腸菌数</u>				
14. 窒素含有量				
15. 燐含有量				

旧

別紙 3-2

別紙 3-2

事業者名	
------	--

廃棄物最終処分場放流水水質分析結果

(有害物質関係24～27に係る項目)

試料採取 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	基準値
24. セレン及びその化合物				
25. ほう素及びその化合物				
26. ふっ素及びその化合物				
27. アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物				
28. 1, 4-ジオキサン				

(有害物質以外1～15に係る項目)

試料採取 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	基準値
1. 水素イオン濃度指数				
2. 生物化学的酸素要求量				
3. 化学的酸素要求量				
4. 浮遊物質質量				
5. 鉱油類含有量				
6. 動植物油脂類含有量				
7. フェノール類含有量				
8. 銅含有量				
9. 亜鉛含有量				
10. 溶解性鉄含有量				
11. 溶解性マンガン含有量				
12. クロム含有量				
13. <u>大腸菌群数</u>				
14. 窒素含有量				
15. 燐含有量				

新

別紙 5 - 1

別紙 5 - 1

事業者名

廃棄物最終処分場廃棄物分析結果

(管理型, 遮断型)

試料採取年月日	年 月 日			年 月 日			年 月 日			基準値
廃棄物の種類										
pH										—
含水率										—
熱しゃく減量										
アルキル水銀化合物										
水銀又はその化合物										
カドミウム又はその化合物										
鉛又はその化合物										
有機燐化合物										
六価クロム化合物										
ひ素又はその化合物										
シアン化合物										
PCB										
トリクロロエチレン										
テトラクロロエチレン										
ジクロロメタン										
四塩化炭素										

旧

別紙 5 - 1

別紙 5 - 1

事業者名

廃棄物最終処分場廃棄物分析結果

(管理型, しゃ断型)

試料採取年月日	年 月 日			年 月 日			年 月 日			基準値
廃棄物の種類										
pH										—
含水率										—
熱しゃく減量										
アルキル水銀化合物										
水銀又はその化合物										
カドミウム又はその化合物										
鉛又はその化合物										
有機燐化合物										
六価クロム化合物										
ひ素又はその化合物										
シアン化合物										
PCB										
トリクロロエチレン										
テトラクロロエチレン										
ジクロロメタン										
四塩化炭素										

新

別紙5－2

別紙5－2

事業者名

廃棄物最終処分場廃棄物分析結果

(管理型, 遮断型)

試料採取年月日	年月日			年月日			年月日			基準値
廃棄物の種類										
1,2-ジクロロエタン										
1,1-ジクロロエチレン										
シス-1,2-ジクロロエチレン										
1,1,1-トリクロロエタン										
1,1,2-トリクロロエタン										
1,3-ジクロロプロペン										
チウラム										
シマジン										
チオベンカルブ										
ベンゼン										
セレン又はその化合物										
1,4-ジオキサン										
ダイオキシン類										

旧

別紙5－2

別紙5－2

事業者名

廃棄物最終処分場廃棄物分析結果

(管理型, シャ断型)

試料採取年月日	年月日			年月日			年月日			基準値
廃棄物の種類										
1,2-ジクロロエタン										
1,1-ジクロロエチレン										
シス-1,2-ジクロロエチレン										
1,1,1-トリクロロエタン										
1,1,2-トリクロロエタン										
1,3-ジクロロプロペン										
チウラム										
シマジン										
チオベンカルブ										
ベンゼン										
セレン又はその化合物										
1,4-ジオキサン										
ダイオキシン類										

水質分析結果

[illegible]

※ アンモニア等とはアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の略である。

水質分析結果

[illegible]

※ アンモニア等とはアンモニア、アンモニウム化合物、重碳酸化合物及び硝酸化合物の略である。

新	旧														
(別記 10 号様式) (別記第 10 号様式)	(別記 10 号様式) (別記第 10 号様式)														
廃棄物埋立終了届出書															
年 月 日															
千葉県知事 様	千葉県知事 様														
住 所	住 所														
氏 名	氏 名														
電話番号	電話番号														
廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱附則の規定により届け出ます。															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設の閉鎖までの間の管理予定者及びその連絡先</td> <td colspan="3">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">氏 名 電話番号</td> </tr> </table>	施設の閉鎖までの間の管理予定者及びその連絡先	住 所			氏 名 電話番号			<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設の閉鎖までの間の管理予定者及びその連絡先</td> <td colspan="3">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="3">氏 名 電話番号</td> </tr> </table>	施設の閉鎖までの間の管理予定者及びその連絡先	住 所			氏 名 電話番号		
施設の閉鎖までの間の管理予定者及びその連絡先		住 所													
	氏 名 電話番号														
施設の閉鎖までの間の管理予定者及びその連絡先	住 所														
	氏 名 電話番号														
最終処分場の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・ <u>遮断型</u>)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">最終処分場の種類</td> <td colspan="3">一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・<u>しゃ断型</u>)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	最終処分場の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・ <u>しゃ断型</u>)											
最終処分場の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・ <u>しゃ断型</u>)														
設 置 場 所															
届出の年月日及び届出番号	届 出 年 月 日 第 号														
埋立地の面積 埋立ての深さ 及び覆土の厚さ	面 積 m ²	埋立の深さ m	覆土の厚さ m												
受 付 印															

新	旧																				
(別記 1 2 号様式) (別記第 1 2 号様式) 廃棄物最終処分場閉鎖協議書 年 月 日 千葉県知事 様 住 所 氏 名 電話番号 廃止に係る場内整備及び関係事務手続き等が終了したので、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 2 8 条の規定により協議します。 <table border="1"> <tr> <td>最終処分場の種類</td> <td>一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・遮断型)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可（届出）の年月日 及び許可（届出）番号</td> <td>許可（届出） 年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td>受 付 印</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 添付書類 ①場内整備終了時の平面図、立面図、断面図及び構造図。 ②閉鎖の措置については、崩壊防止工、場内整備状況、公共水域及び地下水の汚染防止措置、火災発生防止措置、閉鎖後に問題が生じた場合の責任体制（誓約書添付）、他法令等に係る協議結果の内容等を明らかにする書類。 ③跡地利用計画を明らかにする書類。 </td> </tr> </table>	最終処分場の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・遮断型)	設置場所		許可（届出）の年月日 及び許可（届出）番号	許可（届出） 年 月 日 第 号	受 付 印		添付書類 ①場内整備終了時の平面図、立面図、断面図及び構造図。 ②閉鎖の措置については、崩壊防止工、場内整備状況、公共水域及び地下水の汚染防止措置、火災発生防止措置、閉鎖後に問題が生じた場合の責任体制（誓約書添付）、他法令等に係る協議結果の内容等を明らかにする書類。 ③跡地利用計画を明らかにする書類。		(別記 1 2 号様式) (別記第 1 2 号様式) 廃棄物最終処分場閉鎖協議書 年 月 日 千葉県知事 様 住 所 氏 名 電話番号 廃止に係る場内整備及び関係事務手続き等が終了したので、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 2 8 条の規定により協議します。 <table border="1"> <tr> <td>最終処分場の種類</td> <td>一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・<u>しゃ断型</u>)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可（届出）の年月日 及び許可（届出）番号</td> <td>許可（届出） 年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td>受 付 印</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 添付書類 ①場内整備終了時の平面図、立面図、断面図及び構造図。 ②閉鎖の措置については、崩壊防止工、場内整備状況、公共水域及び地下水の汚染防止措置、火災発生防止措置、閉鎖後に問題が生じた場合の責任体制（誓約書添付）、他法令等に係る協議結果の内容等を明らかにする書類。 ③跡地利用計画を明らかにする書類。 </td> </tr> </table>	最終処分場の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・ <u>しゃ断型</u>)	設置場所		許可（届出）の年月日 及び許可（届出）番号	許可（届出） 年 月 日 第 号	受 付 印		添付書類 ①場内整備終了時の平面図、立面図、断面図及び構造図。 ②閉鎖の措置については、崩壊防止工、場内整備状況、公共水域及び地下水の汚染防止措置、火災発生防止措置、閉鎖後に問題が生じた場合の責任体制（誓約書添付）、他法令等に係る協議結果の内容等を明らかにする書類。 ③跡地利用計画を明らかにする書類。	
最終処分場の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・遮断型)																				
設置場所																					
許可（届出）の年月日 及び許可（届出）番号	許可（届出） 年 月 日 第 号																				
受 付 印																					
添付書類 ①場内整備終了時の平面図、立面図、断面図及び構造図。 ②閉鎖の措置については、崩壊防止工、場内整備状況、公共水域及び地下水の汚染防止措置、火災発生防止措置、閉鎖後に問題が生じた場合の責任体制（誓約書添付）、他法令等に係る協議結果の内容等を明らかにする書類。 ③跡地利用計画を明らかにする書類。																					
最終処分場の種類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場 (安定型・管理型・ <u>しゃ断型</u>)																				
設置場所																					
許可（届出）の年月日 及び許可（届出）番号	許可（届出） 年 月 日 第 号																				
受 付 印																					
添付書類 ①場内整備終了時の平面図、立面図、断面図及び構造図。 ②閉鎖の措置については、崩壊防止工、場内整備状況、公共水域及び地下水の汚染防止措置、火災発生防止措置、閉鎖後に問題が生じた場合の責任体制（誓約書添付）、他法令等に係る協議結果の内容等を明らかにする書類。 ③跡地利用計画を明らかにする書類。																					